

監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年6月1日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公印省略)

監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校、八名中学校、鳳来中学校

監査結果報告年月日

令和7年11月28日

監査結果に対する措置通知年月日

令和8年4月17日

講じた措置等の内容

教育部（小中学校）

【八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校、八名中学校、鳳来中学校】

《意見1》

今回監査を行ったすべての学校が人材不足を訴えている。今の状態が子供の教育環境として適切であるか、学校現場の実態を精査し、対策を講じられたい。

《措置状況》

愛知県教育委員会には、教員定数や別枠加配の増加を強く求め続けています。今後も、機会をとらえて訴えていきます。

また、「ラーケーションの日推進事業」として今年度も県が予算を付けています。新城市では、校務支援員と非常勤講師を学校のニーズに合わせて採用しており、学校からは助かっているとの声をもらっています。県がこの事業をやめることがないよう現場の声を届けながら訴えていきます。

新城市では、ハートフルスタッフを任用しています。学校への調査をもとに、限られた人数を割り振ることで、人材不足を少しでも補えるよう対応しています。人数や勤務時間が少しでも増やせるよう、働きかけていきます。

《意見2》

地域に開かれた学校をということでコミュニティ・スクール化に取り組んでおられるが、これは共育の実現そのものに合致するもので、地域との連携が不可欠です。それぞれの学校や地域の実情に合わせて効果的な取り組みを進められたい。

《検討状況》

まずは市内小中学校のうち10校で学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールをスタートさせることができました。これらの学校運営協議会の中には、地域自治体等と連携を図りながら活動しているところもあり、地域を巻き込んだ共育の一環でもあります。このような学校をモデル校として指定し、令和10年度までにスタートするその他の学校も含めて、視察やよりよい活動にするための研修を行っていく予定です。

また、持続可能なコミュニティ・スクールにするためにも、教育委員会として環境面を整えていきたいと考えております。

《意見3》

防災対策として各学校で防火・防災警備に関する計画を整備されているが、実際に災害が発生した時に即座に行動に移すことができることを念頭に置いた訓練を心がけられたい。

《検討状況》

ご指摘いただいたことをもとに、校長会議で校長へ伝えました。学校災害防止計画を作成する際に、校長や教頭がいなくても動けるような体制づくりを構築するように教務校務主任研修会でも伝えていきます。

訓練をする際にも、さまざまなシチュエーションを想定した避難訓練となるよう、教育委員会としても指導・支援を行っていきます。